

令和3年度
法務省事前評価実施結果報告書

令和3年8月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画(平成31年3月29日決定)に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和3年度事前評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	
	女性と犯罪に関する研究	5
(2)	施設の整備	
	少年院：神奈川県少年更生支援センター（仮称）新営工事	18
	（少年院：神奈川県少年更生支援センター（仮称）新営工事事業評価資料）	
(参考資料)		
	法務省大臣官房施設課における事業評価システム	29
(別添)		
	「令和3年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」	

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律，再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律，再犯防止推進計画等に基づき，国と地方公共団体が連携した取組や，民間資金の活用等，新たな手法を活用した取組を実施する。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保す

る。)

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和3年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（女性と犯罪に関する研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （ - 3 - (1) ）		
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	令和3年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

令和2年版犯罪白書によると，女性の刑法犯検挙人員は平成18年以降減少しているものの，そのうち65歳以上の高齢者の占める割合は上昇傾向にあり，令和元年には33.7パーセントと，男性（19.0パーセント）と比べて顕著に高くなっている。また，平成30年版犯罪白書では，窃盗罪により有罪の裁判が確定した者を対象とした調査において，罰金刑を受けた万引き事犯の高齢者のうち2年以内に再犯に至った者の割合は，男性と比べて女性の方が高く，その中には，経済的に余裕があり，近親者の見守りもあるなど更生に資する環境がありながら再犯する者がいることなども明らかにされ，その問題の解明や専門的な指導の必要性が指摘されている。さらに，受刑者を対象とした法務総合研究所の調査において，覚醒剤取締法違反の女性は，男性と比較し，食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ，DV被害の経験率も高いなど，多角的かつ慎重に介入する必要があることが示唆された。

「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）では，再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実行することや，女性特有の問題に着目した指導及び支援を強化することが，重点施策の一つとして掲げられている。また，「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）においても，犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として，再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するとともに，女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図るよう求められており，特に，虐待等の被害体験や摂食障害等の精神的な問題を抱える女性に配慮した指導や，関係機関等と連携した社会復帰支援等を行うこととされている。

このような状況の下，女性犯罪に関連する法務総合研究所研究部の先行研究を見ると，「女子と犯罪」と題して特集を組んだ平成4年版犯罪白書では，女性をめぐる犯罪の動向と特質，女性犯罪者の処遇，諸外国における女性犯罪の状況等を紹介しているが，その後，既に30年近くが経過している。また，「女子の犯罪・非行」と題して特集を組んだ平成25年版犯罪白書や，法務総合研究所研究部報告（以下「研究部報告」という。）48「女性と犯罪（動向）」は，公的統計に基づく犯罪動向の分析が主であり，前述した平成30年版及び令和2年版犯罪白書における分析も，特定の罪種・年齢層に限定したものであるなど，女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し，更に効果的な指導・支援方策を検討するための調査は，いまだ十分には行われていない。

以上を踏まえて，本研究では，虐待等の被害体験や摂食障害等の問題を含め，女性犯罪者の抱える問題とその特徴，女性特有の課題に係る処遇等の実施状況等に関する調査を行い，その特性に応じた効果的な指導及び支援の在り方等の検討に資する資料の提供

を目指すこととする。

(2) 目的・目標

本研究の目的は、「女性に係る犯罪の実態や、女性犯罪・女性犯罪者の特徴を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

令和4年度から同5年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 女性をめぐる犯罪の動向

警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階での統計資料に基づき、女性をめぐる犯罪の発生状況や女性の犯罪者・非行少年の処遇状況等について分析する。

(イ) 女性犯罪者の実態調査

刑事施設に在所している受刑者等を対象として、調査票を用いた調査を実施し、生活歴、犯罪・非行歴、犯罪に関する意識・価値観、虐待等の被害体験、自傷行為や摂食障害等の問題、社会内における各種相談・支援制度の利用状況等について調査し、犯罪をした女性の実態と特徴について分析する。

(ウ) 女性犯罪者の処遇等に関する調査

刑事施設、少年院、保護観察所等において、女性特有の課題に係る処遇として実施されている各種取組や、指導及び支援に関する関係機関・団体等との連携状況に関する実地調査、その他困難を抱える女性の支援に関する国内外の取組の調査を行う。

ウ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、女性と犯罪に関する実態を明らかにし、女性犯罪者の再犯防止対策や支援の在り方に関する課題と展望を取りまとめて、犯罪白書等として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、令和3年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。同計画では、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図ることとされているところ、本研究は、女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。

また、女性の犯罪に関し、公的統計に基づく犯罪動向の分析や、特定の罪種・年齢層に限定した分析を行った先行研究はあるものの、女性の抱える問題に応じた指導等の充実及び再犯防止を一層図るためには、女性特有の問題に着目した大規模な調査や、刑事司法手続の各段階における指導及び支援の状況に関する広範囲な調査が必要であり、法務総合研

究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。

さらに、「再犯防止推進計画」等において、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図ることが掲げられており、また、多様な困難に直面する女性に対する支援等が急務となっているところ、女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討するための調査は、いまだ十分に行われておらず、再犯防止施策を進める上で、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

このように、本研究は、必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

本研究における実態調査の対象は、一定期間において刑事施設に入所した受刑者等とし、犯罪をした女性の実態と特徴について詳細な検討が可能になるよう、虐待等の被害体験や摂食障害等の問題をはじめとする女性特有の問題を含めた調査項目を設定し、また、十分な対象者数を確保する予定である。実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要するが、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、犯罪者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官等で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、調査目的や回答後の取扱い(処遇・評価等に影響しないこと、個人情報外部に知られることがないことなど)等についての説明を受けた受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、非常に適切な実施体制・手法であると見込まれる。

さらに、研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなると見込まれる。

このように、本研究は、効率性を評価する3項目については、30点中27点であったことから、本研究は、効率的になされるものと見込まれる。

(有効性の評価項目)

本研究は、女性に係る犯罪の実態や、女性犯罪・女性犯罪者の特徴を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供するものとして、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、困難を抱える女性の支援に関する多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されることが見込まれる。

このように、本研究は、有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと見込まれる。

(総合評価)

したがって、総合的評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があると見込まれる」と評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和3年7月30日～8月13日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

ア 成果物の取りまとめ及び有効性の評価項目について

〔意見〕

別添「令和3年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」番号1のとおり

〔反映内容〕

法務省においては、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)等に基づき、国民等からの統計等データの提供要請に対応しており、法令の定めによる取扱いや行政事務への影響等を考慮し、適切な判断に努めているところである。法務総合研究所が行う実態調査に係る個票データについて、これまで外部から提供の要請を受けたことはないが、仮にそのような要請があった場合には、前記の観点に加え、本調査の性質(対象者が限定されており匿名化が困難な場合があり得ること、犯罪経験や被虐待経験等のプライバシー性が高い主観的な事項や内面的な意識についても質問を予定していることなど)をも踏まえ、適切に対処してまいりたい。

イ 効率性の評価項目について

〔意見〕

別添「令和3年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」番号2のとおり

〔反映内容〕

御指摘のとおり、調査研究における倫理的配慮は欠かせないものであり、特に、本研究においては、対象者を受刑者等としていること、また、質問項目についても個人的な属性や自身が行った犯罪についてなど、秘匿性の高い事項を想定しているため、回答に先立ち、個人情報取扱い及び調査の目的や方法について十分に説明し、理解・同意を得た上で調査を実施する予定である(本報告書4(効率性の評価項目)及び別紙2事前評価結果表項目5参考欄にその旨の記載を追加)。

ウ 課題・ニーズについて

〔意見〕

別添「令和3年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」番号3のとおり

〔反映内容〕

本研究においては、虐待等の被害体験や摂食障害等の問題を含め、女性犯罪者の抱える問題とその特徴、女性特有の課題に係る処遇等の実施状況等に関する調査を行い、その特性に応じた効果的な指導及び支援の在り方等の検討に資する資料の提供を目指すこととしている。御意見いただいた点を参考に、女性犯罪者の特徴を浮き彫りにするための適切な切り口として、女性に多い犯罪、年齢層別の罪名等の女性の犯罪動向に加え、精神医学的問題や被害体験の有無、社会的役割認知や自己評価等の個人内特性等を検討するとともに、刑事施設、少年院、保護観察所における女性犯罪者の処遇や各種取組、関係機関・団体等との連携等を調査することも視野に入れ、多面的に研究を進めていくこととしたい。

エ 全般及び効率性の評価項目について

〔意見〕

別添「令和3年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」番号4のとおり

〔反映内容〕

御指摘のとおり、犯罪には、性別等を含む個人の特性、犯罪に及んだ際の状況、生育歴等の個人を取り巻く環境要因だけでなく、その時代の経済情勢、社会環境、刑事政策等の社会的な要因等数多くの要因が複合的に絡み合って影響を及ぼしている。こ

れまでの刑事政策の枠組みにおいても、女性特有の問題に着目・配慮することが求められていたものの、犯罪者に対する各種プログラムやアセスメントツールは犯罪者の大多数を占める男性を主眼として開発されてきた経緯があり、女性特有の問題に着目・配慮する政策や施策は必ずしも十分ではなかったと言える。近年、性差に着目し、女性を対象とした取組の重要性の視点が広まってきており、京都 kongress で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」でも、「刑事司法制度におけるジェンダーの視点の主流化」が重要な取組とされており、刑事施設においても、そうした視点に基づく処遇や教育の展開及び充実化を図ろうとする動きが見られる。そうした点を踏まえ、本研究においては、女性犯罪者特有の問題や特徴的な傾向について分析することとしているが、女性という特性のみに着目して犯罪との関係を調査するのではなく、御指摘のあったとおり、女性犯罪者が抱える社会適応上の困難に影響を与える社会的要因も検討することで、犯罪予防や更生に必要な社会的資源についても考察を加えていけるような視座を持ち、研究を進めてまいりたい。

オ 課題・ニーズについて

〔意見〕

別添「令和3年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」番号5のとおり

〔反映内容〕

本研究では、法務総合研究所での先行研究における知見等を踏まえ、犯罪をした女性の実態と特徴について、より詳細な検討が可能になるよう、虐待等の被害体験や摂食障害等の問題を始めとする女性に顕著に見られるとされる問題を含めた調査項目を設定する予定であるが、御指摘のとおり、発達障害等の各種精神障害に加え、身体障害といった社会的弱者とも関連の深い事項や、その結果引き起こされる二次障害的な要素と犯罪との関係についても考察を加えられるような視座を持ち、研究を進めてまいりたい。

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）¹¹

第3 再犯防止のための重点施策

- 1 - (3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援
- 3 - (1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）¹²

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - 特性に応じた指導等の充実
 - 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

平成4年版犯罪白書「女子と犯罪」
平成25年版犯罪白書「女子の犯罪・非行」
研究部報告48「女性と犯罪（動向）」

*1 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方を検討する。

また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方を検討する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

*2 「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

特性に応じた指導等の充実

女性の抱える問題に応じた指導等

法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。

再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【女性と犯罪に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に感じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。同計画では、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図ることとされているところ、本研究は、女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	女性の犯罪に関し、公的統計に基づく犯罪動向の分析や、特定の罪種・年齢層に限定した分析を行った先行研究はあるものの、女性の抱える問題に応じた指導等の充実及び再犯防止を一層図るためには、女性特有の問題に着目した大規模な調査や、刑事司法手続の各段階における指導及び支援の状況に関する広範囲な調査が必要であり、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	「再犯防止推進計画」等において、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図ることが掲げられており、また、多様な困難に直面する女性に対する支援等が急務となっているところ、女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討するための調査は、いまだ十分に行われておらず、再犯防止施策を進める上で、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	実態調査の対象は、一定期間において刑事施設に入所した受刑者等とし、犯罪をした女性の実態と特徴について詳細な検討が可能になるよう、虐待等の被害体験や摂食障害等の問題をはじめとする女性特有の問題を含めた調査項目を設定し、また、十分な対象者数を確保する予定である。実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要するが、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、犯罪者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官等で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、調査目的や回答後の取扱い（処遇・評価等に影響しないこと、個人情報外部に知られることがないことなど）等についての説明を受けた受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、非常に適切な実施体制・手法であると見込まれる。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなると見込まれる。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、女性に係る犯罪の実態や、女性犯罪・女性犯罪者の特徴を明らかにし、犯罪・非行をした女性に対する有効な指導・支援を検討するための基礎資料を提供するものとして、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、困難を抱える女性の支援に関する多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 67点 / 70点

令和3年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（少年院：神奈川県更生支援センター（仮称）新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （ - 15 - (2) ）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和3年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」では、矯正施設内の少年に対して、就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援の充実を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援等を充実させ、円滑な社会復帰を促進させることが求められている。こうした少年に対して各種指導・支援を充実させ、再犯防止を図るためには、保護者や関係機関（学校、更生保護施設、保護観察所、社会福祉法人、NPO、自助団体等）、地域の社会資源（篤志面接委員、各種指導の協力者等）との施設収容期間中から出院後に至るまでの切れ目のない支援・連携が不可欠である。また、収容される少年も、かつてのように暴走行為や暴力行為を行う者が少なくなる一方、ADHD等発達上の課題を抱える者や、虐待の被害者としての経験を有する者が増えるなど、非行の内容は変化し、少年の有する問題も多様化している。こうした現代の少年の特性に応じて、これまで少年院において中心的に行ってきた集団指導だけでなく、非行の問題性に応じて編成した少人数でのグループ指導や個々の特性に配慮した個別的な指導を適切に組み合わせ、より充実した教育・指導の実施が不可欠である。

しかし、既存施設においては、経年等による構造耐力の著しい低下及び老朽化が全体的に進み、個々の在院者に応じた教育・支援を行うための設備も整っていないことに加え、施設の立地や交通の利便性から、関係機関や地域の社会資源と連携した指導を充実させるための環境が不十分である。

(2) 目的・目標

関係機関との連携及び社会資源の確保の可能性が高く、交通の利便性に優れた地域において、既存施設の機能を集約した上で、様々な特性や課題を有する在院者のニーズに応じた指導を行うのに必要な建物・設備を有した施設を整備し、関係機関や地域の社会資源と連携した指導の充実及び少人数でのグループ指導や個々の特性に配慮した個別的な指導を適切に組み合わせることにより充実した教育・指導を実施することを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所：神奈川県相模原市中央区小山4 - 4 - 5

実施時期：設計 令和3年度から

工事 令和4年度以降予定

延べ面積：8,706平方メートル

入居庁：神奈川県更生支援センター（仮称）

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- (1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること(別添資料3ページ)。
事業計画の必要性: 110点
・社会資源を活用したより充実した教育・指導を行うためには、十分な社会資源等を有する地域に複数の施設を集約するとともに、少人数でのグループ指導と個別的な指導を組み合わせた指導を行うために必要な諸室を確保することが急務である。
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること(別添資料4ページ)。
事業計画の合理性: 100点
・適地に立地し、必要な増築等が可能な既存施設が存在しないため、本事業以外の他の案^{*1}では必要な性能を確保できない。
- (3) 基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。
- ア 基本機能(B1)^{*2}(別添資料5ページ): 133点
・周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。
- イ 付加機能(B2)の評価^{*3}(別添資料6ページ)において、特に充実した取組(A評価^{*4})及び充実した取組(B評価^{*5})が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。
- (ア) A評価の内訳(4項目)
地域性(地域住民との連携, オープンスペースの設置, 景観性), 人権(地域住民の人権に配慮した建物計画, 被收容者等の人権に配慮した建物計画), 防災性(ライフラインに係る業務継続のための特別な対策, 保管室の防火性能の確保)及び 保安性(保安性の確保, 被收容者等の監視を容易にする工夫, 保管室の防犯性能の確保)に対して特に充実した取組が計画されている。
- (イ) B評価(2項目)
環境保全性(特別な省エネ機器の導入, 自然エネルギー利用のための特別な対策, 木材利用促進)及び 耐用・保全性(可動間仕切の活用)に対して充実した取組が計画されている。
- (ウ) C評価の内訳(1項目)

*1 「他の案」

既存施設のいずれかにおいて、増築等を想定したもの。

*2 「基本機能(B1)」

基本性能(B1)が基準レベル(100点)以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果(B2)に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年12月25日付け建設省告示第2379号)」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」(C評価)とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。
以上(1),(2)及び(3)より,新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

- (1) 実施時期
令和3年7月30日～8月13日
- (2) 実施方法
持ち回り審議
- (3) 意見及び反映内容の概要
なし

6. 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

- 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)
第4-1- - -ア 矯正施設からの進学・復学の支援

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

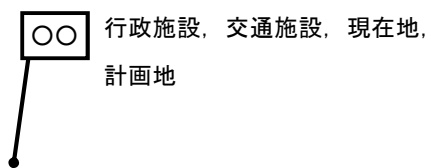
なし

8. 備考

少年院：神奈川少年更生支援センター（仮称）新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設



官署No.	官署名称	アプローチ
		[鉄道]
1	神奈川少年更生支援センター（仮称）	橋本駅より徒歩約25分

2 整備方針

○ 少年院：神奈川少年更生支援センター（仮称）

目的	方針	
矯正業務の維持・向上	地域との調和 <ul style="list-style-type: none"> ○景観への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した施設計画 ○安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの視線の制御 ・保管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 	
	来訪者対応機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○面会待合室，面会室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・面会室，待合室の充実 	
	円滑な業務の遂行 <ul style="list-style-type: none"> ○調室，面接調査室等の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・調室，面接調査室等の充実 	
	被収容者の処遇，生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ○居室（単独室，共同室）の機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・居室（単独室，共同室）の採光，通風等良好な環境の確保 	
	職員の執務環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○機能改善 <ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースの充実 ・IT化への対応 	
	環境負荷の小さな施設づくり <ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画 ○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修及び取壊しに必要な総費用） <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用 ○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用 	
		フレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化（耐久性のある材料及び工法の採用） ・模様替え及び用途変更等が対応可能な構造の採用

3 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評価指標

●新規施設の場合

計画理由	内容	評 点							備 考	評点	
		100	90	80	70	60	50	40			
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの									
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する			当該行政需要への対応を至急すべき			当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			100
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの			整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの	整備を行わない場合、業務上好ましくないもの		
加算点(特財計画)										10	
合計										110	

主要要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	<ul style="list-style-type: none"> ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

5 事業計画の効果(B1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点	
		1.1	1	0.9	0.8		
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は私有地を長期借入可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			整備の見込なし	1.1
		都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・シンクコア地区整備計画等に積極的に貢献	条件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
			業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
			駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある			1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点(各係数の積×100倍)						133	

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(少年院・神奈川少年更生支援センター(仮称))

分類	評価項目	取組内容	事例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性 	<p>地域住民への避難場所提供</p> <p>緑地確保</p> <p>地域に調和した収容施設</p>	A: 3つ以上該当 B: 2つ以上該当 C: 1つ以下
	人権	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被収容者、被収容者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画 	来庁者との動線分離(搬送用車両専用車庫)、外部からの視線制御	A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし
環境保全性	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進 	<p>照明制御</p> <p>太陽光発電</p> <p>内装等の木質化</p>	A: 4つ以上該当 B: 2つ以上該当 C: 1つ以下
		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の運用対象外施設である。 		A評価 B評価 C評価
機能性	防災性	<ul style="list-style-type: none"> ・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 	業務継続に必要な自家発電用オイルタンクの整備	A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・保管室の防火性能の確保 ・保安性の確保 ・被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保 	<p>防火建具、耐火間仕切</p> <p>搬送用車両専用車庫(シャッター付)、生体認証装置</p> <p>監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造</p> <p>鏡の二重化、生体認証装置、鉄格子</p>	A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし
経済性	耐用・保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の機器替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置 	可動間仕切	A: 2つ以上該当 B: 1つ該当 C: 該当なし

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

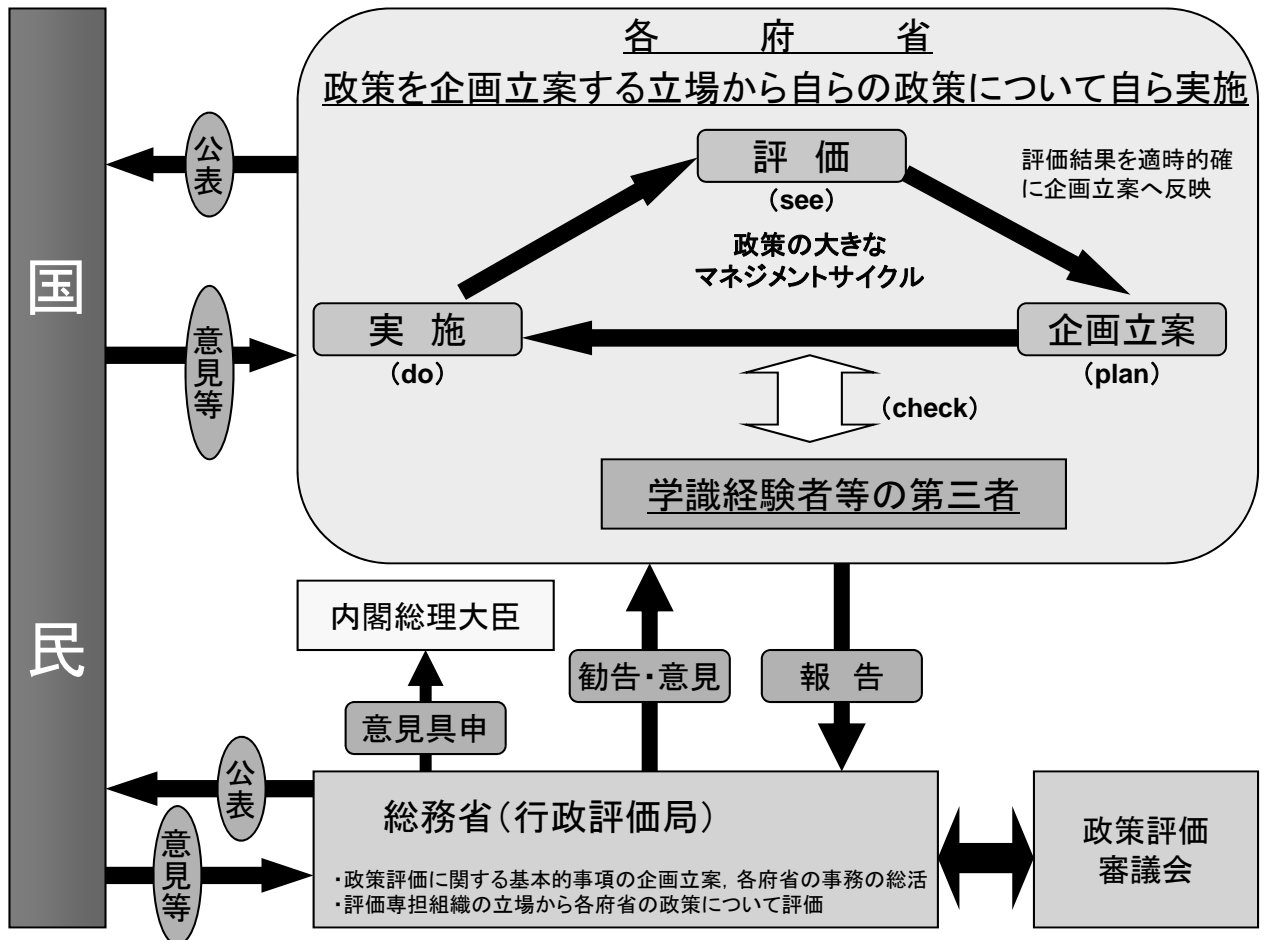
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

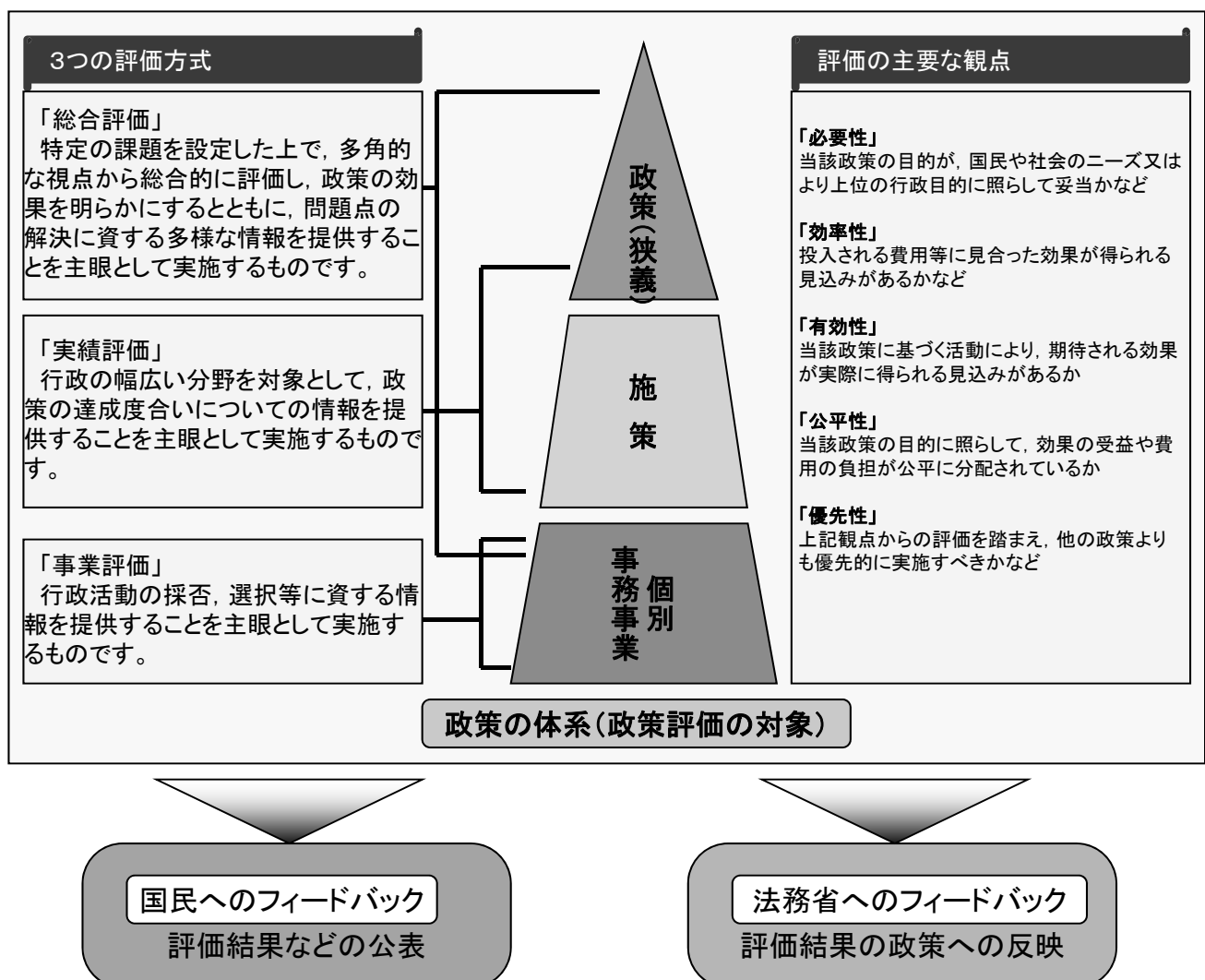
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

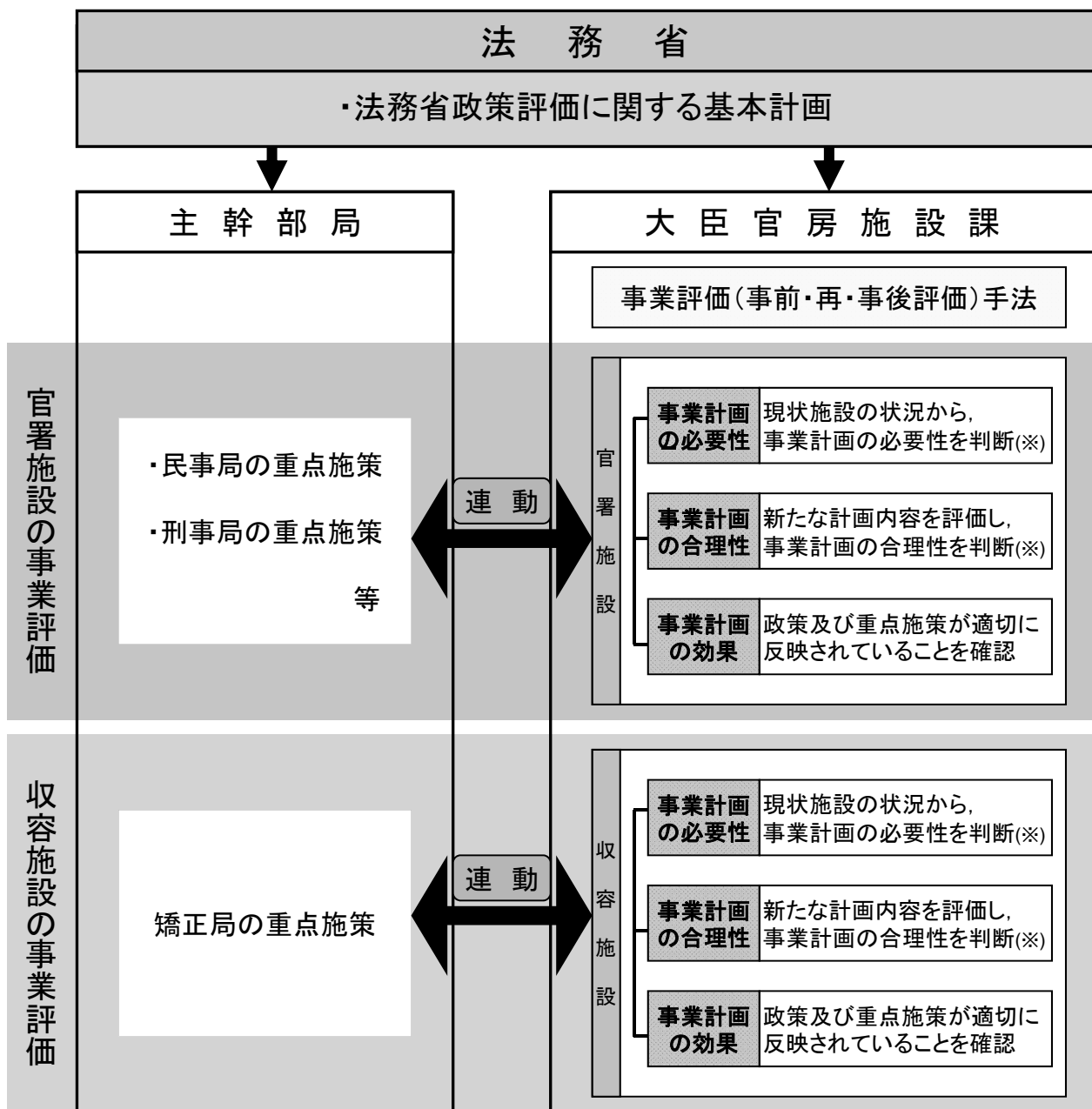
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

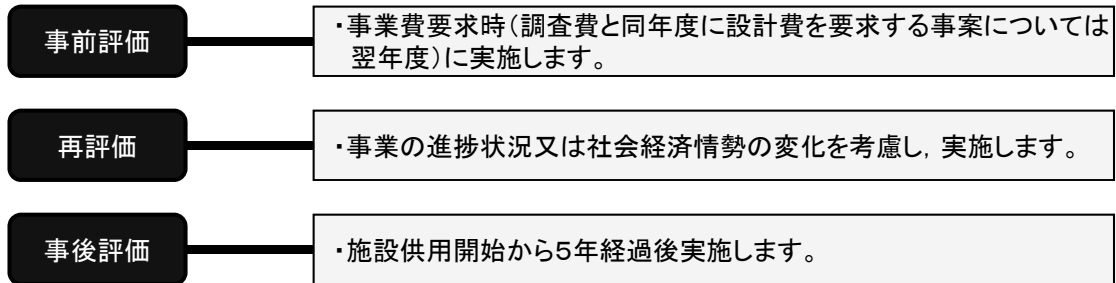


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

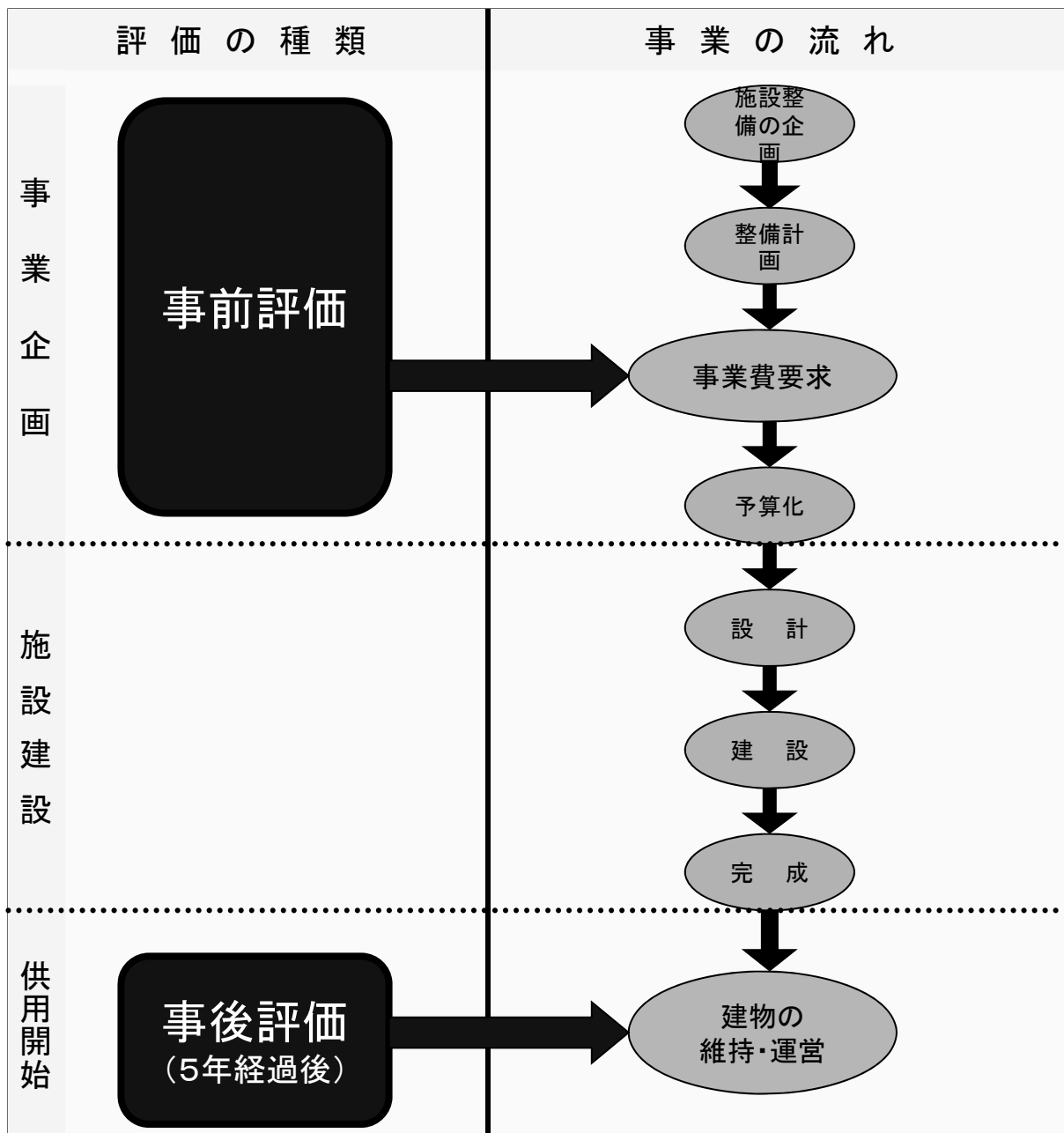
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

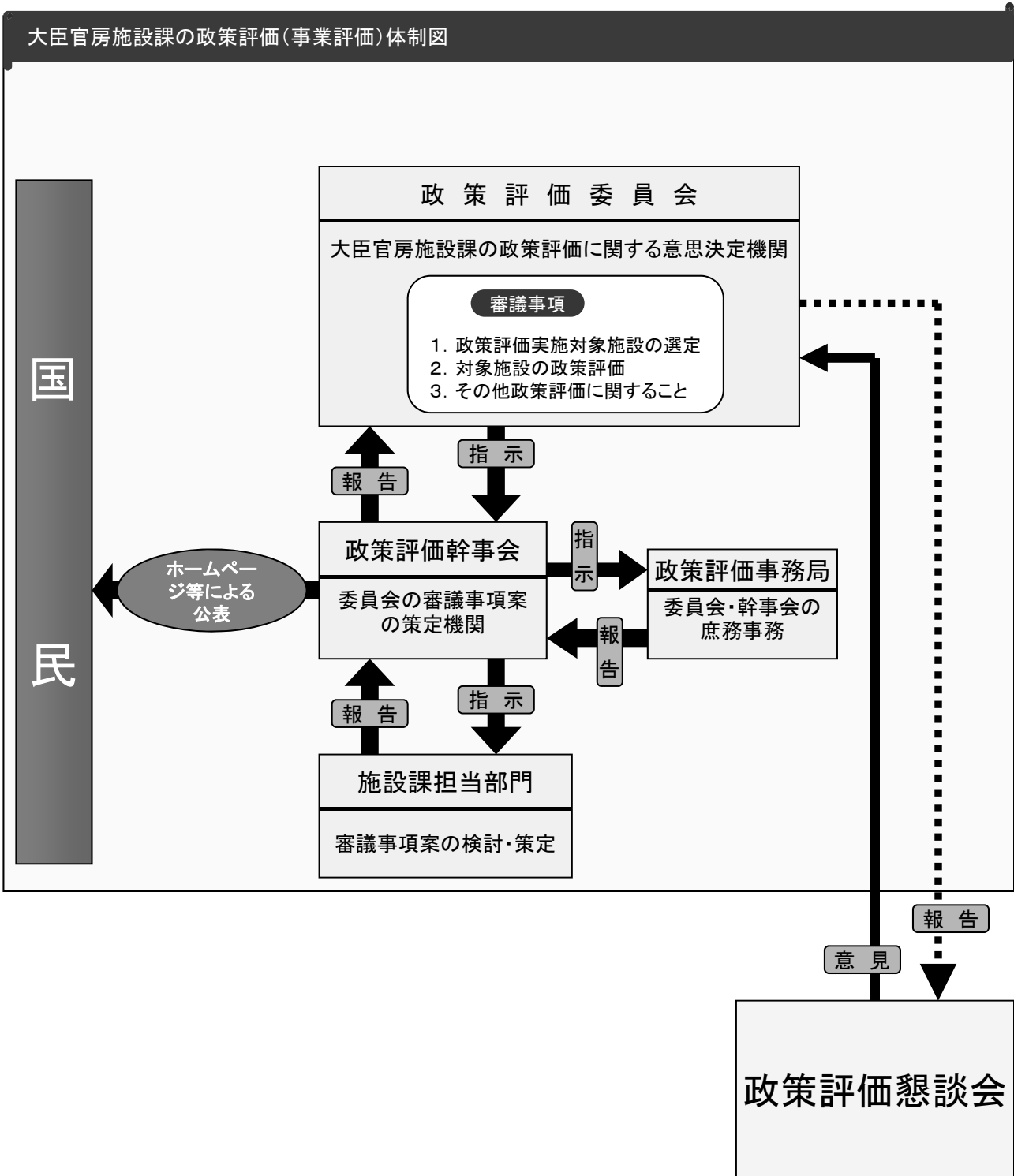


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借入返還	立退要求がある場合		借入期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不道			位置が不道当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移設及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	朝日委員	p.6 (3)ウ成果物の取りまとめ p.7 (有効性の評価項目) 関係省庁や大学等の研究機関においても、困難を抱える女性の支援に関する多様な検討に必要な基礎資料として、大いに利用されることが見込まれる	研究プロセスにおいて実態調査を行うとのことであるが、その調査結果の個票データについては、大学等の外部の研究において求めがあれば個人情報保護に関する一定の処理を行った上で、統計分析等の再利用に提供できるような体制はあるのでしょうか。 EBPMや統計データ改革等では、個票データの利用可能性の重要性が指摘されていることから、このような調査データも提供可能な体制があれば望ましいと考えております。
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	伊藤委員	P7 (効率性の評価項目)	「研究で用いるデータは、受刑者等が任意に記載する調査票等に基づくもの」とあるが、調査における倫理的配慮が必要であり、例えばプライバシーの保護や、事前に調査目的を説明して回答を得るなどの記載があってもよいのでは。信頼性におけるデータを得るには、対象者が調査についてよく理解し、正直に回答しようという気持ちになることが不可欠と考える。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	大沼委員	P5 (1)課題・ニーズ	この研究の狙いは、国策である再犯防止のために、犯罪白書における公的統計、動向分析をもとに、女性犯罪者の抱える問題・特徴、女性特有の課題に係る処遇の実施状況の調査を踏まえ、女性の特性に応じた効果的な指導、支援のあり方を研究する資料を提供することにある、とされている。 研究内容のうち、(ア)女性をめぐる犯罪の動向は に依拠することになりそうであり、(イ)女性犯罪者の実態調査、(ウ)女性犯罪者の処遇に関する調査が本研究の目玉になりそうである。しかし、後者も既に があるので、それに依拠する部分も多そうである。課題によれば、 は「特定の罪種・年齢層に限定」したものであり、本研究は、虐待等の被害体験や摂食障害等を含む女性特有の問題に着目してその特徴的な傾向を分析し、今後の指導・支援のあり方の検討することに「新規性」があるのであろう。 調査研究を期待する点として、思いつくまを挙げておきたい。 平成30年白書にある万引の高齢者の再犯率が高い原因の調査・分析 同白書にいう覚醒剤取締法違反の女性に精神医学的問題が顕著にみられ、DV被害の経験率も高いとの仮説が正しいか否かの検証 若年者、成人、高齢者それぞれの犯罪動向の分析 従来から指摘されている女性の社会的役割(活動の場所が家庭か職場か)、社会的な抑制(体格的、論理力の劣後)についての社会の変化とそれに伴う犯罪動向の変化の調査・分析 犯罪の動機が、上記下線の他、自己の価値観の低さ、孤独感、愛情の不足、逆に過保護、若年者における大人への反抗、緊張感からの解放(万引き)、家庭トラブル、隣人トラブル等のいずれにあるのかの分析・調査 行刑における学校教育・職業教育のあるべき内容と現状 行刑における女性看守とのトラブル、収用人数が少ないことによる弊害 女性犯罪で多数を占める財産犯、経済犯の他、社会の変化に応じて増えてきた犯罪等

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	篠塚委員	全般 研究における調査対象の設定が適切であるか	犯罪は、性差だけでなく貧困や家庭崩壊あるいは社会保障制度の不備など、複合的な要因が絡んで構成されていると考えられる。そのような複合的な要因を的確に分析・分類し、評価して、犯罪防止及び更生に繋げていくことが重要と考えられる。女性という個人の特性だけに注目するのではなく、犯罪の要因となった社会の側の問題点や必要な社会制度の欠缺、行政機関の予防措置や救済制度の不備についても、切り込んで検討されることを期待したい。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(女性と犯罪に関する研究)	野澤委員	p.5 (1)課題・ニーズ	内閣府所管の障害者政策委員会で度々議論になっているのは、女性と障害による複合差別についてです。女性特有の社会的な障壁に加え、障害に対する障壁が加わり、二重に差別的な状況に置かれていることへの配慮が必要という意見が強いです。 今回の「女性と犯罪に関する研究」について、発達障害や精神障害をはじめとする障害が何らかの要因になっていないかどうかという点も研究の中に入れてほしいと思います。もちろん、障害が犯罪を引き起こすということではなく、障害に対する社会的偏見や差別、障壁が生きにくい状況をつくり、それが触法行為になんらかの影響を与えているのではないかとことです。